

4-1 一般的な化学物質の保管

本学では、規則第 12 条によって、化学物質の保管が次のように定められています。

規則第 12 条(化学物質の保管等)

化学物質管理責任者は、化学物質専用の保管庫を設置し、地震等の災害、事故等に備えて、同保管庫について固定、容器の落下防止、接触破損防止等の対策を講じなければならない。

2 化学物質管理責任者は、化学物質のYAKUMOへの登録状況及び在庫数量を定期的に確認し、使用の見込みのない化学物質については、速やかに廃棄処分等の処置を講じなければならない。

化学物質は決められた保管庫で保管しなければなりません。特に地震・事故に備えて保管場所は化学物質の落下防止や接触による破損防止等の対策をしてください。化学物質をサンプル瓶等の別容器に移し替える場合は、必ず化学物質名等を記載してください。誤って廃棄したり、後々内容物が分からない薬品となる可能性があります。

また揮発しやすい化学物質は、さらに瓶をポリ袋で密封するなどして保管してください。教育・研究を効率よく、安全に行うためにも、化学物質の整理・整頓は重要です。

整理: 廃棄基準を定めて、その基準に基づいて必要なものと不要なものを分類し、不要なものを廃棄すること

整頓: 必要なものを容易にいつでも取り出せるように工夫して収納すること

長年使用されていない化学物質は、変質している可能性があります。不用薬品(第 6 章 5 不用薬品を参照)として廃棄してください。

<保管例>



地震時に棒やガラスで落下を防ぎます



地震時に瓶同士の接触を防ぎます

YAKUMO に登録された薬品は定期的に棚卸しを行ってください。YAKUMO の棚卸し機能では、バーコード(保管番号)を読み込むことで、YAKUMO に登録された薬品との照合ができます。YAKUMO での使用登録や廃棄登録の有無、YAKUMO の保管場所と実際の保管場所が異なるといった NG ポイントが明確になります。(詳細は棚卸し実施マニュアルを参照)